

茨木市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第28条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第44条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第3第3号及び第4号イ(イ)において「障害者総合支援法」という。）第77条の規定に基づき、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減措置を講ずることにより、財産上の不当取引による高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）及び障害者（以下「高齢者等」という。）の被害の防止及び救済を図り、もって高齢者等の自己決定の尊重と権利の擁護に資することを目的とする。

(支援事業の内容)

第2 成年後見制度利用支援事業（第3及び第5第1項において「支援事業」という。）は、判断能力が不十分な高齢者等が民法（明治29年法律第89号）に定める次の各号に掲げるいずれかの審判の申立てを行う場合に、当該申立てに要する経費を助成するものとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

(対象者)

第3 支援事業の対象者は、第2各号に掲げる審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）のうち、次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号から第6号のいずれにも該当するものを行う高齢者等である本人又はその配偶者若しくは4親等内の親族とする。

- (1) 高齢者について行う審判の申立て
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第2条に規定する療育手帳の交付を受けている者について行う審判の申立て
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害者総合支援法第54条第1項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療を受けるため同条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者について行う審判の申立て
- (4) 次のいずれかに該当する者について行う審判の申立て

ア 審判の申立て日及び支援事業の利用申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 次のいずれかに該当する者（アに該当する者を除く。）

(ア) 本市以外の市町村に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例対象被保険者であって、入所等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められる者のうち、住所地特例対象施設の所在する市町村が行う成年後見制度利用支援事業の対象者とならない者

(イ) 本市以外の市町村に所在する障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設に入所している特定施設入所障害者であって、入所前に本市の区域内に居住地又は所在地（居住地を有しなかった、又は居住地が明らかでなかった場合に限る。）を有していたと認められる者のうち、特定施設の所在する市町村が行う成年後見制度利用支援事業の対象者とならない者

(ウ) 支援事業の利用申請日において本市が実施機関となる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者

(5) 高齢者等本人及び審判の申立てを行う者のいずれもが、属する世帯の審判の申立て年度（4月1日から6月30日までの間に審判の申立てをする場合にあっては、前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。以下この号及び第5第1項第1号において同じ。）が非課税である者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給世帯に属する者である場合の審判の申立て

(6) 高齢者等本人の現金、預貯金、投資信託、株式などの処分可能な資産が2,600,000円未満の者である場合の審判の申立て

（助成対象経費）

第4 助成の対象となる経費は、審判の申立手数料（収入印紙代）、登記手数料（収入印紙代）、郵便切手代、鑑定料、診断書作成料、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条により登録された弁護士又は司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項により登録された司法書士に依頼して審判の申立てを行う場合の事務手数料とする。

2 前項に規定する審判の申立手数料及び登記手数料は、家庭裁判所が定める金額とする。

3 第1項に規定する郵便切手代とは、審判の申立てにおいて家庭裁判所に納める予

納郵券のことをいい、使用分を対象経費とする。

4 第1項に規定する鑑定料は50,000円を限度とする。

5 第1項に規定する事務手数料は100,000円を限度とする。

(助成金交付申請)

第5 支援事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、第2各号に掲げる審判が確定した日から6か月以内に茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 申請者及び高齢者等本人が属する世帯の審判の申立て年度（4月1日から6月30日までの間に申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税の課税状況についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書又は生活保護適用に関する証明書

(2) 家庭裁判所へ提出した審判の申立てに関する申立書及び添付書類の写し

(3) 審判書謄本の写し

(4) 審判確定証明書の写し又は登記事項証明書の写し

(5) 助成対象経費の支払に係る証拠書類

2 市長は、前項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(交付決定)

第6 市長は、第5第1項の規定による申請があったときは、必要な調査及び審査を行い、助成金の交付を決定した申請者に対し茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の規定による審査を行った場合において、助成することが不相当と認めるときは、申請者に対し茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請却下通知書（様式第3号）により通知する。

(助成金の交付請求)

第7 第6第1項の交付決定通知書を受けた者は、茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出し、助成金の支給を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第8 市長は、第7の規定による助成金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、交付請求書の提出のあった日の翌日から起算して30日以内に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9 市長は、助成金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該

当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年3月6日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市成年後見制度利用支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3及び第4の規定は、この要綱の実施の日以後に第2各号に掲げる審判が確定したものに適用し、同日前に第2各号に掲げる審判が確定したものに係る対象者及び助成対象経費については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3の規定は、この要綱の実施の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る対象者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

（申請先）茨木市長

茨木市成年後見制度利用支援事業の助成金の交付について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな		高齢者等 本人との関係	
	氏名			
	住 所 電話番号	〒 ー 電話（ ） ー		
高齢者等本人	ふりがな		生年月日（年齢）	
	氏名		年 月 日（ 歳）	
	住 所 電話番号	〒 ー 電話（ ） ー		

同 意 書

茨木市成年後見制度利用支援事業の審査に必要なときは、私の世帯の住民登録、課税状況等について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。

申請者氏名 _____ 印

（申請者と高齢者等本人が異なる場合）

高齢者等本人氏名 _____ 印

同 意 書

茨木市成年後見制度利用支援事業の申請手続きを、

氏名： _____（申請者との関係： _____）

住所： _____（電話番号： _____）

に委任しているため、助成金交付決定通知書又は助成金交付申請却下通知書を受任者に郵送することに同意します。

申請者氏名 _____ 印

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長 印

茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定者

住 所 _____

氏 名 _____

助成額 _____

様式第3号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長 印

茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請について、次の理由により却下したので通知します。

却下の理由

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

茨木市成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け茨 第 _____ 号で決定のあった茨木市成年
後見制度利用支援事業助成金を次のとおり請求します。

金 額 _____